

性犯罪捜査補助官制度の実施について

平成11年 6月29日
岩刑事発第66号
岩警務発第52号
岩生安発第85号警察本部長
岩交通発第53号
岩警備発第56号

各 部 長
各 所 属 長

性犯罪捜査を強力かつ適正に推進するとともに、性犯罪被害者対策に万全を期するため、女性の警察職員を対象としたみだしの制度を新たに定め、7月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、各警察署長は、本通達に基いて、所属の性犯罪捜査補助官を7月15日までに内申されたい。

性犯罪捜査補助官制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、性犯罪捜査において、女性の警察職員を捜査の補助官として運用することにより、女性被害者の心情を最大限に尊重した適切な捜査を推進することを目的とする。

(性犯罪)

第2 この要綱において性犯罪とは、次に掲げる罪に係る犯罪をいう。

- (1) 強盗強姦罪（刑法（昭和40年法律第45号）第241条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強姦罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 準強制わいせつ罪・準強姦罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 強制わいせつ致死傷罪（刑法第181条の罪であり、致死を除く。）
- (6) その他警察署署長が認める犯罪

(指定)

第3 本部長は、署長の推薦に基づき、署ごとに1名以上の性犯罪捜査補助官（以下事項から附則までにおいて「補助官」という。）を指定するものとする。

2 補助官の指定は、指定書（様式第1号）を交付して行う。

(選考)

第4 署長は、補助官の推薦に当たっては、所属の女性の警察職員であって、次の各号に掲げる要件を満たしているもののうちから選考し、性犯罪捜査補助官指定内申書（様式第2号）により、本部長に内申するものとする。

- (1) 刑事課（盛岡東警察署及び盛岡西警察署にあっては刑事第一課又は刑事第二課）に勤務する者でないこと。
- (2) 健康で、意欲旺盛な者であること。

(指定の解除)

第5 本部長は、署長の内申に基づき、指定解除通知書（様式第3号）により補助官の指定を解除することができる。

2 署長は、補助官の指定が適当でないとする事由が生じたときは、性犯罪捜査補助官解除内申書（様式第4号）により本部長に内申するものとする。

3 補助官が所属を異にしたとき又は第4第1号に該当しなくなったときは、第1項の規定にかかわらず指定を解除したものとみなす。

4 署長は、所属の職員が補助官の指定を解除されたときは、第4の規定に基づき、当該補助官に代わる者を速やかに推薦しなければならない。

(任務)

第6 補助官は、性犯罪が発生したときにおいて、当該事件の女性の被害者に係る次の任務を行うものとする。

(1) 当該事件の捜査に関する次に掲げる任務

- ア 事件発生現場における保護及び助言
- イ 事情聴取又はその補助
- ウ 被害届、被害者供述調書等捜査書類の作成又はその補助
- エ 被害者の身体、着衣等の写真撮影又はその補助
- オ 医師の手配並びに医師の診察及び治療への付き添い
- カ 被害者の身体、着衣等からの証拠資料の採取又はその補助
- キ 証拠物の押収、還付又はその補助
- ク 検証及び実況見分における付き添い

(2) その他署長が被害者の支援のために必要と認めた任務

(名簿)

第7 捜査第一課長は、性犯罪捜査補助官名簿(様式第5号)を作成し、常に整理しておかなければならない。

2 少年課長は、捜査第一課長から性犯罪捜査補助官名簿の写しの送付を受けて、これを備え付けておかなければならない。

(被害者担当者の指名)

第8 署長は、性犯罪を認知したときは、所属の補助官のうちから当該事件の女性の被害者1名ごとに、被害者担当者1名を指名するものとする。

2 被害者担当者に指名する期間は、当該事件に関する補助官の任務が終わるまでとし、指名替えをしてはならない。

3 被害者担当者に指定された補助官は、他の業務に優先してその任務を遂行しなければならない。

(派遣)

第9 署長は、所属の補助官以外の補助官派遣を受ける必要があると認めるときは、性犯罪捜査補助官派遣要請書(様式第6号)により本部長に補助官の派遣を要請することができる。

2 本部長は、前項の要請に基づき、必要な補助官を派遣するものとする。

3 本部長は、補助官を派遣するときは、補助官の所属する署長及び派遣先の署長に対して派遣期間等を明らかにした性犯罪捜査補助官派遣通知書(様式第7号)を交付するものとする。

4 派遣の期間は、7日を超えないものとする。ただし、捜査の状況に応じてその期間を延長することができる。

(派遣された補助官の運用)

第10 派遣された補助官は、派遣先の署長の指揮により活動するものとする。

2 署長は、派遣された補助官を補助官の任務以外の業務に従事させてはならない。

(報告)

第11 署長は、補助官を運用したときは、性犯罪捜査補助官活動結果報告書(様式第8号)により、運用状況を本部長に報告するものとする。

(運用上の配意事項)

第12 捜査第一課長及び署長は、次に掲げる事項に配意し、補助官制度の適切な運用に努めなければならない。

(1) 補助官の任務が過度な負担とならないようにすること。

(2) 補助官に等しく被害者担当者となる機会を与えるようにすること。

2 捜査第一課性犯罪捜査指導官は、捜査員及び補助官に対して被害者支援の観点からきめ細かな指導を行わなければならない。

(教養)

第13 捜査第一課長及び署長は、補助官に対して適時教養を行うとともに、補助官以外の女性職員に対しても補助官制度の趣旨、補助官の任務等の教養を行い、補助官の育成に

努めるものとする。

(事務の処理)

第14 補助官に関する事務は、捜査第一課長が行う。

附 則

1 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

2 補助官の最初の指定は、この要綱の施行の日から起算して1ヵ月以内に行うものとする。

様式第1号(第3関係)

(省略)

様式第2号(第4関係)

(省略)

様式第3号(第5関係)

(省略)

様式第4号(第5関係)

(省略)

様式第5号(第7関係)

(省略)

様式第6号(第9関係)

(省略)

様式第7号(第9関係)

(省略)

様式第8号(第11関係)

(省略)